

## 普通預金規定

### 第1条（取扱店の範囲）

この預金は、当行所定の窓口でお取扱いができます。

### 第2条（振込金の受入れ）

- 1.この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- 2.この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

### 第3条（預金の引出）

- 1.当行との取引に際してこの預金を引出すときは、当行所定の方法により、当行所定の払戻請求書を、届出の印鑑を押印もしくはサインを記入または当行所定の本人認証手続を行ったうえ提出してください。
- 2.この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- 3.同日に数件の支払いをする場合に、その総額が引出すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

### 第4条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

### 第5条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

### 第6条（規定の変更）

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上  
(2020.1.20 現在)